

福島市議会委員協議会要綱（案）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、福島市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）第 1 5 9 条第 4 項の規定に基づき、福島市議会委員協議会（以下「委員協議会」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

（協議事項）

第 2 条 委員協議会における協議事項は、委員会として協議すべき事項、又は市長からの要請による報告、意見聴取等とする。

（会 議）

第 3 条 委員協議会の会議は、所管委員会の委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

3 委員会自らの必要性により委員協議会を開催する場合、委員長は、あらかじめその開催について市長に了解を得るとともに、開催日程を調整し、議長を経て、市長に対し必要な説明員の出席を求める。

4 市長からの要請により委員協議会を開催する場合、市長は、議長に対し開催要請を行う。

（公 開）

第 4 条 委員協議会は、原則として公開する。

（傍 聴）

第 5 条 委員協議会の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成 17 年議会規則第 1 号）に準ずる。

（記 録）

第 6 条 委員長は、職員に、議事の経過、出席者の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。